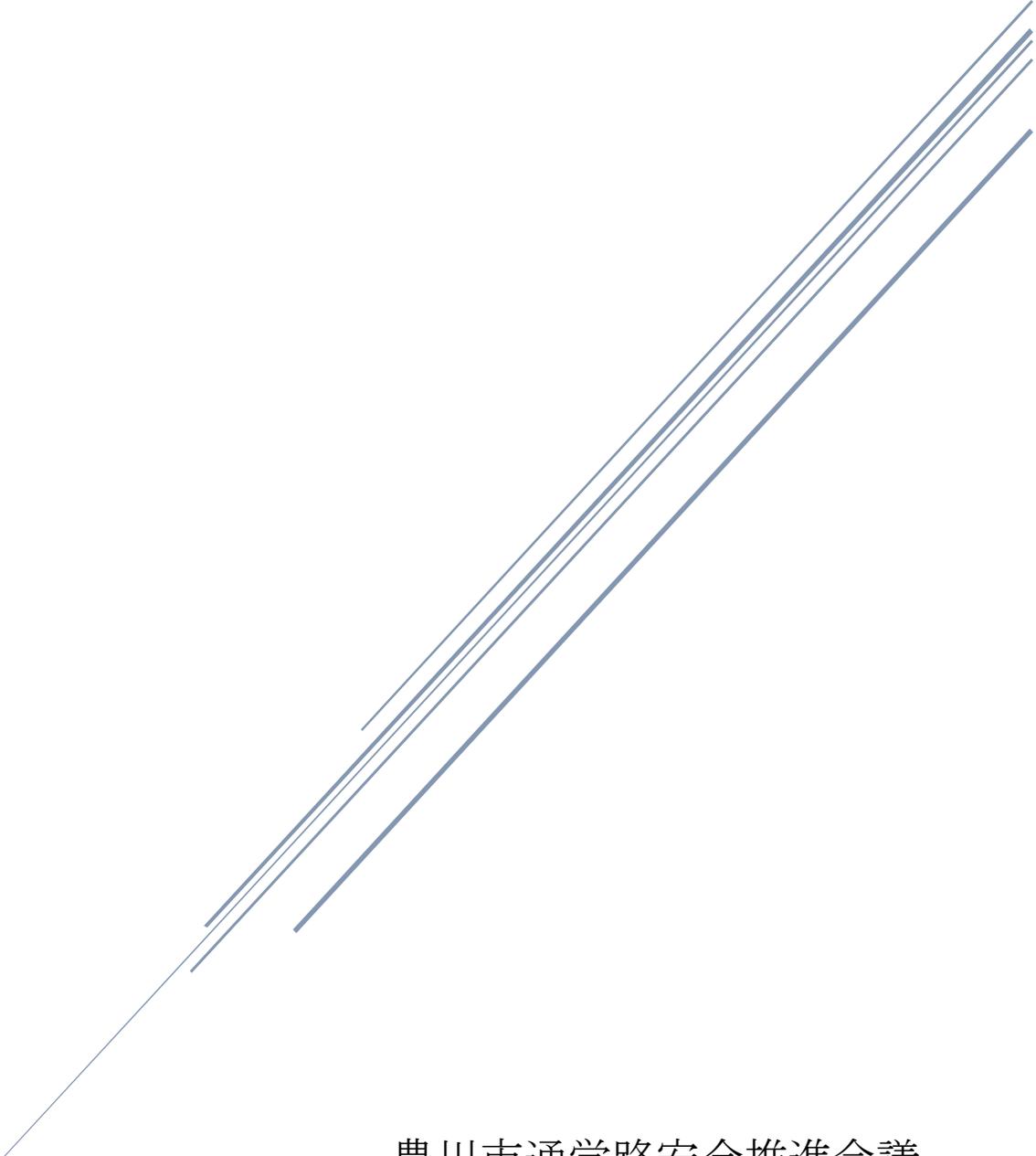


豊川市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～



豊川市通学路安全推進会議

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

平成25年度からは、文部科学省の事業である「通学路安全推進事業」の対象市町村として、本市が指定され、各小学校区の危険箇所について、課題の把握、対策の方法などを中心に話し合い、対策が実施されてきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、「豊川市通学路交通安全プログラム」を策定し(H26.6.25策定)、関係機関が連携して児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、アドバイザー、警察、道路管理者（市、県）、学校、PTA、教育委員会をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置します。

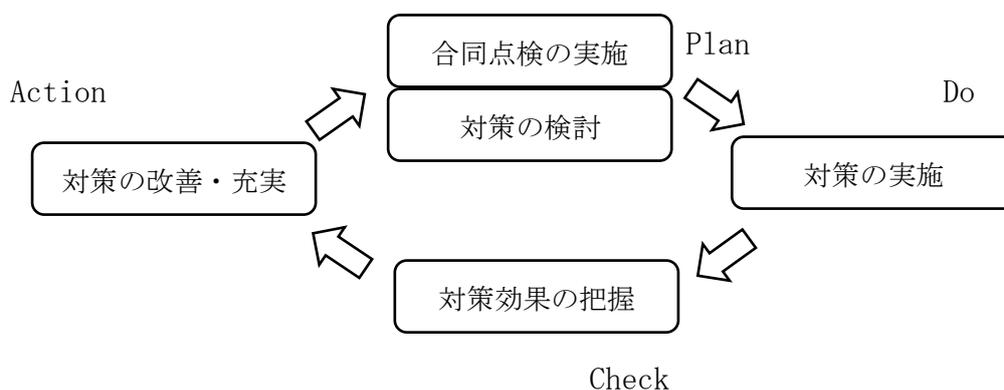
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

- ・市内の小学校を下記のように5つのグループに分け、それぞれ5年に1回、その地区から合同点検の候補地を決定する。

Aグループ（平成26年、令和元年）

東部中（豊川、東部、桜木、豊）一宮中（一宮東部、一宮西部、一宮南部）

Bグループ（平成27年、令和2年）

南部中（牛久保、中部、天王）代田中（桜町、代田）

Cグループ（平成28年、令和3年）

中部中（千両、八南、平尾）金屋中（三蔵子、金屋）

Dグループ（平成29年、令和4年）

西部中（国府、御油）音羽中（萩、長沢、赤坂）

Eグループ（平成30年、令和5年）

御津中（御津北部、御津南部）小坂井中（小坂井東、小坂井西）

- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

○合同点検の体制

- ・小学校ごとに、学校、保護者、道路管理者、警察、自治会等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

- ・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、アンケートの実施など、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に図ります。

4 箇所図、箇所一覧表の公表

- ・小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。